

議案第23号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成7年石垣市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第6号中「石垣市職員の分限に関する条例」を「石垣市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例」に改める。

第6条の見出し及び同条第1項中「一般の派遣職員に関する沖縄県市町村総合事務組合一般職の職員の退職手当条例」を「一般の派遣職員に関する沖縄県市町村総合事務組合一般職の職員の退職手当支給条例」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年2月26日提出

石垣市長 中山 義 隆

理 由

条文中の字句の整理に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成7年石垣市条例第2号)の新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>地方公務員法第28条第2項各号若しくは石垣市職員の分限に関する条例</u>(昭和47年石垣市条例第58号)第5条第1項各号に掲げる事由のいずれかに該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号に掲げる事由のいずれかに該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員</p> <p><u>(一般の派遣職員に関する沖縄県市町村総合事務組合一般職の職員の退職手当 条例の特例)</u></p> <p>第6条 <u>一般の派遣職員に関する沖縄県市町村総合事務組合一般職の職員の退職手当 条例</u>(昭和50年沖縄県市町村総合事務組合条例第1号。以下「退職手当条例」という。)第5条第1項又は第8条第5項の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>地方公務員法第28条第2項各号若しくは石垣市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例</u>(昭和47年石垣市条例第58号)第5条第1項各号に掲げる事由のいずれかに該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号に掲げる事由のいずれかに該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員</p> <p><u>(一般の派遣職員に関する沖縄県市町村総合事務組合一般職の職員の退職手当支給条例の特例)</u></p> <p>第6条 <u>一般の派遣職員に関する沖縄県市町村総合事務組合一般職の職員の退職手当支給条例</u>(昭和50年沖縄県市町村総合事務組合条例第1号。以下「退職手当条例」という。)第5条第1項又は第8条第5項の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。</p> <p>2 (略)</p>